

住友林業コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

第1条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献」する旨の経営理念の下、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行等に努める。また、これらの取組を通じて、コーポレートガバナンスの更なる充実及び強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、当社グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待に応える経営を行う。

第2条（改廃）

本方針の改廃は、取締役会の決議によって行う。

第2章 株主及びステークホルダーとの関係

第3条（株主の平等性の確保）

当社は、株主の平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。

第4条（株主の権利の確保）

1. 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、次のとおり株主がその権利を適切に行使することができるよう環境の整備に努める。
 - ① 株主総会開催日を始めとする株主総会関連の日程の適切な設定を行う。
 - ② 株主総会招集通知を早期に発送及び開示し、株主が十分な検討ができる期間を確保する。
 - ③ 株主の議決権行使における適切な判断に資するよう、適確な情報提供を行う。
2. 株主総会において、可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行う。

第5条（政策保有株式）

1. 当社は、取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化及び関係強化による当社事業の拡大等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、取引先等の株式を取得及び保有する。
2. 当社は、前項に基づき保有する株式（政策保有株式）に関し、定期的に、取締役会において、保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関連性を分析するなど、当社の企業価値向上に繋がるかを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性の確認を行うこととし、保有の合理性・必要性等を確認できないと判断した場合は、当該政策保有株式の縮減を行う。
3. 政策保有株式の議決権行使にあたっては、議決権行使基準をもとに、当社の企業価値向上の観点から総合的に判断し、適切に議決権を行使する。

第6条（利益相反取引）

1. 当社が、取締役と利益相反取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、重要な取引又は定型的でない取引については、あらかじめ取締役会による承認を要するものとする。
2. 前項の取引を行った場合には、その結果を取締役に報告するものとする。

第7条（ステークホルダーとの適切な協働）

1. 当社は、長期的な企業価値の向上に向け、お客様、従業員、取引先、地域社会等のあらゆるステークホルダーを尊重し、適切な協働に努める。
2. 当社は、国籍や年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、意欲を持った社員が活躍できる職場環境を整備し、多様性の確保を推進する。
3. 当社は、社会及び環境問題等の課題について、積極的かつ能動的に取り組むとともに、「木」に関する知見や技術を活かしたサステナブルな社会づくりに貢献する。

第3章 適切な情報開示

第8条（情報開示の充実）

当社は、会社法その他の適用ある法令に基づく情報開示を行うことはもとより、ステークホルダーが、当社の経営に関する重要情報を、正しく速やかに認識できるよう、情報開示の充実に努める。

第4章 コーポレートガバナンス体制

第9条（当社の体制）

1. 当社は、監査役会設置会社を採用することにより、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が、適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、連携により、ガバナンスの向上に努める。
2. 当社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行に対する取締役会による監視・監督機能の強化及び業務執行責任の明確化を図る。
3. 当社は、社外取締役を選任することにより、経営の監督機能の強化を図り、経営の透明性や健全性を確保する。

第10条（取締役会の役割）

1. 取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、経営計画に関する事項等の重要な業務執行について議論及び意思決定を行うとともに、取締役・執行役員の業務執行に関する監督を行う。
2. 取締役会は、前項に定める取締役会が決議すべき事項以外の事項について、その業務の執行及び意思決定を執行役員に委譲する。
3. 取締役会は、内部統制システムを構築するとともに、その運用が有効に行われているかを監督する。
4. 取締役会は、ESG推進委員会及びリスク管理委員会からの活動報告によるモニタリングを通じて、環境・社会・ガバナンス（ESG）活動の推進及び事業リスクマネジメント体制の強化を図る。
5. 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示するほか、適切に外部評価を実施する。
6. 取締役会は、最高経営責任者の後継者候補に関する評価を行い、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、後継者を選任する。
7. 取締役会は、その役割を果たすにあたっては、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを認識しなくてはならない。
8. 取締役及び監査役は、原則として、取締役会への出席率を75%以上確保する。

第 11 条（取締役会の構成）

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮するとともに、

- ① 当社グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する
- ② 企業経営又は産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する
- ③ 法律・会計等の専門性を有する

等、知識・経験・能力等の専門性及び多様性を備える構成とし、人数は 17 名以内とする。

第 12 条（諮問委員会）

1. 取締役会は、その諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任、取締役・監査役・執行役員の解任、最高経営責任者及び執行役員の評価、取締役及び執行役員の報酬等の決定に関し、意見表明を求め、公正性・透明性を確保する。
2. 指名・報酬諮問委員会の委員の過半数を社外役員とし、委員長は社外取締役が務めることとする。

第 13 条（取締役・監査役候補者及び執行役員の資格・指名方針等）

1. 取締役・監査役候補者及び執行役員は、人格識見及び当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定する。
2. 取締役会は、取締役・監査役・執行役員に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難であると認められる事由が生じた場合には、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、当該取締役・監査役・執行役員の役位の解職その他の処分又は株主総会への解任議案の提出を決定する。

第 14 条（取締役及び執行役員の報酬の決定方針）

1. 取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、連結経常利益の水準やその他の経営指標を考慮し、決定する。
2. 株主との中長期的な利害の一致を図るため、社外取締役を除く取締役に対して、基本報酬の一部として譲渡制限付株式を割り当てる。
3. 取締役の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定する。
4. 執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定する。
5. 報酬の決定に際しては、客観性、適正性を確保する観点から、第三者機関を活用することにより、適切な報酬水準の設定を行う。

第 15 条（取締役、監査役及び執行役員のトレーニング）

1. 当社は、取締役、監査役及び執行役員がその役割や責務を適切に果たすために必要な研鑽体制を整備する。
2. 当社は、取締役、監査役及び執行役員に対し、就任時及び就任以降も継続的に情報提供及び研修の機会を提供する。
3. 取締役会は、前項の情報提供及び研修の機会の提供が適切になされているかを確認する。

第 16 条（監査役会）

1. 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的、かつステークホルダーへの価値創造に配慮した成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。
2. 各監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を通じて、取締役の業務の執行を監査する。
3. 監査役会の人数は、3 名以上とし、その過半数を社外監査役とする。また、社外監査役のうち、少なくとも 1 名は、財務・会計に関する適切な知見及び経験を有する者とする。
4. 監査役は、原則として、監査役会への出席率を 75%以上確保する。

第 17 条（社外取締役及び社外監査役）

1. 社外取締役及び社外監査役は当社が別途定め、開示している独立性基準を満たすものとする。
2. 当社は、社外取締役及び社外監査役が必要な社内情報にアクセスできるよう体制を構築するとともに、重要な経営情報について、経営陣との間で情報共有及び意見交換を行う場を設定するなど、環境の整備を行う。

第 5 章 株主との対話

第 18 条（対話の方針）

1. 当社は、株主からの対話の申込みに対し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認める合理的な範囲で、株主との間で建設的な対話を行う。
2. 株主との対話の方針は以下のとおりとする。
 - ① 株主との対話全般については、コーポレート・コミュニケーション担当執行役員がその統括を行う。
 - ② 株主との対話にあたっては、コーポレート・コミュニケーション部が中心となり、経営企画部、財務部、総務部及び事業部門等が適切に情報交換を行い、有機的に連携する。
 - ③ 決算説明会や国内外での IR 活動等、株主との対話を充実させるための取組みを行う。
 - ④ 株主との対話によって得られた情報・意見については、必要に応じて取締役会に報告を行う。
 - ⑤ 株主との対話にあたっては、社内規程等に従い、インサイダー情報を含めた重要情報を適切に管理する。

以上

2015年	11月	5日	制定
2017年	7月	1日	改正
2018年	4月	1日	改正
2018年	7月	1日	改正
2018年	11月	30日	改正